

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、地域社会、顧客および株主等のステークホルダーから信頼を得るため、法令遵守はもとより経営の透明性・健全性の高い経営体制を構築して、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的に成長・発展することを目指しております。これらを実現するため、従来から複数の社外取締役および社外監査役を選任するなどして、公正な経営への監視機能の充実に努めるとともに、中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレート・ガバナンスの機能強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率は相対的にみて高くはないと考えております。
今後、比率の推移等を勘案し、必要と判断した場合には取り組んでまいります。

【補充原則3-1-2】

現在、当社の株主構成に占める海外投資家の比率は相対的にみて高くはないと考えております。
今後、比率の推移等を勘案し、必要と判断した場合には取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

（方針）

当社は、取引先等との安定的かつ長期的な取引関係の維持強化により、当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合、政策保有株式を保有することがあります。

当社は、個別の政策保有株式については、保有目的のほか、配当利回り等の定量的な観点から取締役会において定期的に検証し、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。

（議決権行使基準）

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案のうえ、賛否を判断します。

【原則1-7】

当社では、関連当事者取引のうち、取締役の競業取引および利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定により取締役会の承認を得ることにしております。

それ以外の重要な関連当事者取引においても、取引の目的・取引先の選定プロセス・取引価格等について、その合理性や妥当性を十分に審議のうえ、取締役会の承認を得るとともに、監査役会および会計監査人の監査を受け、各々適正であるとの監査報告を受けることにしております。

【原則2-6】

確定給付企業年金の積立金の管理および運用については、資産管理運用機関等に委託しており、当該機関による運用については、人事・財務担当部門において適切にモニタリングしております。

【原則3-1】

(1) 経営理念や経営方針については、当社のホームページ・有価証券報告書などに掲載しております。

（掲載ページURL: <http://www.shintetsu.co.jp/company/guidance/rinen.html>）

(2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、当社のコーポレートガバナンス報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 当社の取締役報酬は、「役員報酬規程」において、役位等に対して支給する「基本報酬」と毎期の業績の達成度合によって変動する「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、役位や会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で、取締役会決議により決定しております。

また、取締役報酬の客観性および透明性を高めることを目的として、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、取締役報酬の決定方針等について独立社外取締役から助言を得ること等により、コーポレート・ガバナンスの機能強化に努めております。

なお、役員退職慰労金制度については、2010年6月15日開催の第135回定時株主総会の日をもって廃止しております。

(4) 当社では、経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名については、経営に関する豊富な経験と高い能力や見識を保有し、また取締役においては当社グループの企業価値の向上に貢献することができ、さらに専門的な見地から客観的かつ適切な監督ができる人材を、一方の監査役においては専門的な見地から客観的かつ適切な監査ができる人材を、それぞれ適任者として指名する方針としており、取締役会決議により決定しております。

なお、監査役候補者については、代表取締役社長が候補者を指名し、取締役会の決議を経る前に監査役会の同意を得ることにしております。

また、経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名の透明性および公正性を高めることを目的として、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、候補者の妥当性について独立社外取締役から助言を得ること等により、コーポレート・ガバナンスの機能強化に努めております。

経営陣幹部の解任については、法令や定款等の違反があった場合、あるいはその機能を十分発揮していないと認められる場合、代表取締役社

長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、独立社外取締役に対して経営陣幹部の解任事由等を説明し、助言を得たうえで取締役会決議により決定しております。

(5)当社は、経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名については、証券取引所における適時開示情報等において、必要に応じて適宜開示することとしております。また、取締役・監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会または常勤の取締役・監査役により構成される経営会議で審議する内容をそれぞれ「取締役会規則」「経営会議規則」において規定するとともに、「職制」や「業務分掌」等で各部門の業務範囲を定めており、これらにおいて取締役会の決議事項、代表取締役社長の決裁事項、各部門長(取締役・部長)の職務権限を明確にしております。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役・独立社外監査役候補者の指名に当たっては、独立性を実質的に担保するため、東京証券取引所が定める独立性判断基準を「社外役員の独立性の判断基準」と定め、同基準を満たす者を候補者として指名しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会の規模は、同会としての機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として、取締役15名以内、監査役5名以内としております。また、知識・経験・能力のバランスや多様性等については、取締役・監査役候補者の指名方針と同様、経営に関する豊富な経験と高い能力や見識を保有し、また取締役においては当社グループの企業価値の向上に貢献することができ、さらに専門的な見地から客観的かつ適切な監督ができる人材を、一方の監査役においては専門的な見地から客観的かつ適切な監査ができる人材を、それぞれ適任者として指名する方針としております。

なお、取締役の指名に関する手続については、【原則3-1(4)】に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社役員の兼任状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、当社取締役会を構成する全ての取締役および監査役に対して実施したアンケートの結果に基づき、取締役会において2018年度の実効性について分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に構成・運営されており、また監査役会・会計監査人との連携や社外取締役との関係も概ね適切であることから、実効性は確保されているとの評価がなされました。一方で、取締役・監査役のトレーニングの充実や、情報提供・共有のあり方について指摘・提言がなされたことから、2019年度においては、これらのことを課題として取締役会全体の実効性のさらなる向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役および監査役に対して、それぞれの役割・責務に応じ必要な研修機会の提供・斡旋等を行っております。

特に社外取締役および社外監査役については、着任時に当社の経営理念や重要な経営課題等について重点的に説明しております。その後も適宜、社外取締役および社外監査役により構成される社外役員会等を活用して、事業・財務・組織面などの実状等について必要な情報を提供し、経営課題等の共有を図っております。

【原則5-1】

株主から対話の申込みを受けた場合は、経営企画部担当取締役が中心となり、関係部署と連携して対応しております。また、対話において把握したご意見や株主異動等の情報については、同担当取締役が随時報告を受け、必要に応じ取締役会等を通じて取締役や監査役との情報共有を図っております。なお、対話の際のインサイダー情報の管理については、当社の「内部者取引に関する社内規則」に基づき対応しております。

今後も、株主との対話をより促進するため、当社の経営状況や機関投資家の議決権行使状況等を勘案しつつ、効果的な対話の手段を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	2,195,059	27.23
株式会社三井住友銀行	314,155	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	109,700	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	109,000	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	95,000	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	86,800	1.08
株式会社みなと銀行	83,200	1.03
阪急電鉄株式会社	77,680	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	64,600	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	54,200	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱田士郎	その他											
楠守雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田士郎	○	_____	兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

楠守雄	○	——	株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役役に選任しております。同氏は、2005年6月まで主要な取引先である同行の業務執行者でありましたが、退任後10年以上が経過しております。また、当社と同行との間には、2019年3月末時点において、同行が当社株式の3.9%を保有する等、資本的関係がありますが、互いに主要株主には該当しないことから、その重要性はないものと判断しております。さらに、2019年3月末時点において、当社グループは同行から9,748百万円の借入金残高がありますが、当社は、複数の金融機関と取引をしており、当社が事業活動を行ううえでの制約はないと考えております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
-----	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、代表取締役社長ならびに当社から独立した立場にある社外取締役(2名)で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と適宜、協議または意見交換を行うとともに、共同して監査を実施しております。また、会計監査人から取締役の職務の遂行に関し不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合には報告を受け、必要な調査を行っております。さらに、内部監査部門と連携して計画的に内部監査を実施し、被監査部門に対し、改善事項の指摘、指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木下卓男	弁護士													
野崎光男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下卓男	○	――	弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから社外監査役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
野崎光男	○	――	阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役に選任しております。当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、同氏は、2018年4月まで同社(2019年3月末時点において、同社は当社株式の27.2%を所有、同社の子会社である阪急電鉄株式会社は、当社株式の1.0%を所有)の業務執行者でありましたが、当社の営業取引については、同社への依存度は低く、当社が事業活動を行ううえでの制約はないと考えております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	----	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、「役員報酬規程」において、役位等に対して支給する「基本報酬」と毎期の業績の達成度合によって変動する「業績連動報酬」で構成されております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2019年3月期における取締役および監査役の報酬は以下のとおりであります。

取締役 9名 65百万円
監査役 3名 12百万円

(注1) 上記のうち、社外役員(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は4名6百万円であります。
(注2) 上記には、使用人兼務取締役の使用人(2名)の給与相当額9百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、「役員報酬規程」において、役位等に対して支給する「基本報酬」と毎期の業績の達成度合によって変動する「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、役位や会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で、取締役会決議により決定しております。なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から「基本報酬」のみとしております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1993年6月28日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を月額1,800万円以内、監査役の報酬額を月額300万円以内にすることとし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人としての職務に対する給与相当額は含まないものいたしました。

また、報酬制度および報酬額の決定に際しては、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会において、報酬方針や報酬額を株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で諮問のうえ、取締役会において決定することとしております。

業績連動報酬に係る業績評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を選択した理由は、当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的であると考えているからです。なお、当事業年度における業績連動報酬は無配により支給しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については人事総務部が、社外監査役については監査役グループがそれぞれ中心となり、その支援を行っております。

また、取締役会の資料は、原則として会日の1週間前に送付するなど、取締役会の審議の活性化を図るための体制を整備しております。

このほか、社外取締役および社外監査役を構成員とする社外役員会を適宜開催し、当社の事業・財務・組織面などについて必要な情報を提供できるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

当社は定款上「取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる」旨を定めておりますが、現在、該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行に係る事項)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

また、常勤の取締役および常勤監査役で構成される経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項を審議しており、迅速な意思決定と経営判断の適正化を図っております。

さらに、グループ経営や子会社の事業計画等に関する重要事項の審議および決定を行うため、当社の常勤取締役および常勤監査役で構成されるグループ経営会議を、原則として重要事項が付議される子会社の取締役会の開催前にセグメント別に開催しております。

(監査・監督に係る事項)

当社における監査役監査は常勤監査役1名が常時監査に当たり、監査役会その他適宜の機会に、非常勤の社外監査役2名と意見交換を行っております。また、会計監査人と、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとり、監査体制の充実を図っております。監査については、取締役会を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告を行っており、同様に、社外取締役に対しても取締役会その他適宜の機会に、報告および意見交換を行っております。

当社での内部監査は監査部が行っており、内部監査規程に基づき3名の監査担当者が分担して、社内の各部署とグループ会社の内部統制を中心とした業務全般について内部監査を実施しております。また、同部は監査役および会計監査人と情報の共有に努め、連携して監査活動を行っております。なお、監査については取締役会を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告を行っております。同様に、社外取締役および社外監査役に対しても取締役会および監査役会において適宜報告および意見交換を行っております。

会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、当社の監査業務を執行した公認会計士は浅野禎彦(2014年度から)、鈴木重久(2016年度から)の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士11名、その他8名であります。また、監査役および会計監査人は、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとり、監査体制の充実を図っております。

(その他に係る事項)

コーポレート・ガバナンスの更なる機能強化を図るため、当社では、取締役・監査役候補者の指名および取締役報酬の決定にあたり、取締役会の客観性・透明性・公正性を高めることを目的として代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、候補者の妥当性や取締役報酬の決定方針等について独立社外取締役から助言等を得ております。

また、社外取締役および社外監査役を構成員とする社外役員会を適宜開催し、当社の事業・財務・組織面などについて必要な情報を提供できるようにしております。

さらに、会計監査人と社外取締役等との情報交換を行うことを目的として、会計監査人と監査役、監査部長および社外取締役を構成員とする経営連絡会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、監査役設置会社制度を採用しており、複数の社外取締役(2名)および社外監査役(2名)を選任するほか、上記2.の体制を整備して、経営監視機能の充実を図ることにより、透明性・健全性の高い経営体制が構築できているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来から集中日を回避して株主総会を開催しており、2019年6月開催の定時株主総会は、集中日の15日前(2019年6月12日)に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	会社概要、決算情報、ニュースリリース、株価情報など	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	神戸電鉄グループ法令倫理行動規範、神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアルを制定するとともに、当社グループの中期経営計画においても行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	省エネ車両の導入、パーク・アンド・ライド方式の駐車場の設置、汚染物質の排出抑制、騒音・振動対策等を実施しております。また、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)の認証を取得し、鈴蘭台車両工場において環境に配慮した事業活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその取組内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社及びグループ会社においてより質の高いコンプライアンスを推進していくため、「神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル」を作成・配付し、法令遵守等について当社グループの役職員の意識を高めるとともに、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社及びグループ会社の役職員が利用することのできる内部通報制度を設ける。

当社及びグループ会社において法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、当社監査役に報告する。

他部門からの独立性を確保した内部監査部門を設置し、同部門は、当社の監査役と連携して、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施する。

財務報告に係る内部統制については、当社及びグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社及びグループ会社において必要な体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、当社の監査役はこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるものとする。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、その規程を制定・改定する際は、当社の監査役と事前に協議を行う。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社におけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門または各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各部門または各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、適時見直しを行う。

当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める体制を整備する。

上記事項を定めるリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスク分析やリスク対応の状況等について、適時当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会に加えて経営会議、グループ経営会議を設置し、当社及び当社グループの経営方針及び経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議、グループ経営会議の審議を経て、取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ当社及びグループ会社の取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時当社及びグループ会社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

経営に関する意思決定においては、中期及び年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及びグループ会社においてIT化を推進する。

当社及びグループ会社の資金調達を一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの透明性を確保する。

(5) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの中期及び年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、またグループ会社が当社に適時報告する体制を整備する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議し、必要な人員を配置する。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助する使用人の異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。

当社の監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行う。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社の監査役が出席する当社の取締役会、経営会議、グループ経営会議等において当社及びグループ会社の重要事項の報告を行う。

当社及びグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき当社の監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

内部監査部門は、当社の監査役に対し、内部監査活動に関する報告を適時行うほか、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。

当社の監査役に報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととする。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

(10)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができる。

当社の監査役は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門と協議または意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、コンプライアンスの観点から、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを「内部統制システムの整備に関する基本方針」に規定するとともに、「神戸電鉄グループ法令倫理行動規範」において、「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します」と定め、当該行動規範を各職場に配付し、周知を図っております。

(2)具体的な取組としては、警察、弁護士等の外部機関との連携を密に行い、グループ会社間での情報交換、各種研修等を通じて、意識の向上・啓発に努めております。

また、有事の場合には、担当部署を中心に外部機関と連携しながら、毅然とした対応をとることとしております。

その他

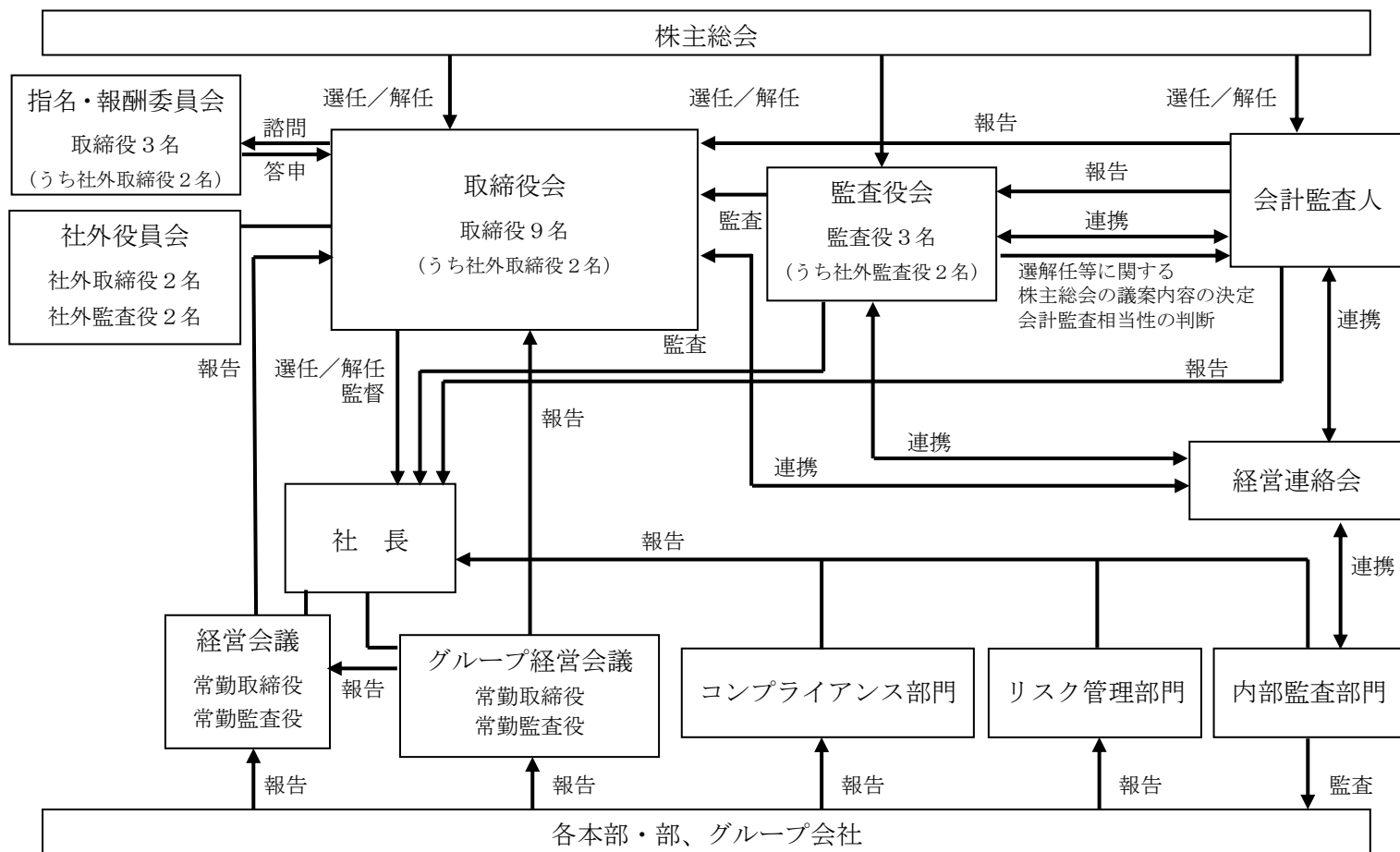
1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新



【適時開示体制】

